

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第121号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第23条第1項の表(6)の項中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

第23条の9第1項第2号中「京都市立病院」の右に「又は京都市立京北病院」を加える。

附則に次の3項を加える。

- 4 条例附則第3項に規定する別に定める月分は、平成20年3月分とする。
- 5 条例附則第3項に規定する別に定める割合は、次の各号に掲げる区分に
じ、当該各号に掲げる割合とする。
 - (1) 平成17年4月分から平成18年3月分までの調整手当 100分の6
 - (2) 平成18年4月分から平成19年3月分までの調整手当 100分の7
 - (3) 平成19年4月分から平成20年3月分までの調整手当 100分の8
- 6 京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で引き続き本市の職員として採用されたものに対する第23条第1項の表(6)の項の規定の適用については、同項中「をいう。以下同じ。）」とあるのは「をいう。以下同じ。）」及び病気休暇（旧京北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により取得した病気休暇をいう。以下同じ。）」と、「病気休務の期間（病気休務」とあるのは「病気休務又は病気休暇の期間（病気休務及び病気休暇）」とする。
別表第2備考2(5)を次のように改める。

(5) 保育士

試験合格（高校卒程度） 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年厚生省令第36号。以下「改正省令」という。）による改正前の児童福祉法施行規則第40条の規定により保母試験を受け、これに合格した者又は改正省令附則第2項、第4項若しくは第5項の規定により保母試験を受け、これに合格した者

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則別表第2の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（総務局人事部給与課）